

## 窓口電子申告端末 Q&A

(問1) 窓口電子申告端末によりどのようなことができるのですか。

(答)

税関官署の窓口に設置されている窓口電子申告端末(以下「端末」といいます。)により、NACC S(輸出入・港湾関連情報処理システム)を利用した以下の電子手続を行うことができます。

輸入(納税)申告に係る手続(輸入許可前引取りの承認申請含む)

輸出申告及び積戻申告に係る手続

貨物情報の登録(海上貨物について申告貨物の搬入先がNACC S不参加保税蔵置場の場合など、利用者が必要に応じて貨物情報の登録を行う際に利用)

(注) 及び に係る予備申告を行うことはできません。

(問2) 電子申告を行うメリットは何ですか。

(答)

入力画面の項目に従って、品目コード、取引価格等の必要事項を入力することにより、課税価格(輸出申告においては申告価格)の算出、税額計算が自動で行われるとともに、関税等の納付に際し、口座振替方式を利用することができます。

また、今まで手書きで作成していた納税のための納付書についても自動的に作成されます。

さらに、輸出入申告に係る入力項目の一部が、登録されている貨物情報から補完されますので、輸出入申告項目の入力に係る負担が軽減されます。

(注) 口座振替方式を利用するためには、事前に金融機関等との契約及び輸出入者コードを取得しておく必要があります。輸出入者コードは税関が無料で発給していますので、詳細については、税関の窓口にご相談ください。

(問3) 電子申告を行うためにはどのような手続が必要でしょうか。

(答)

端末により電子申告を行うためには「窓口電子申告端末利用規約」の内容に同意していただく必要があります。利用規約に同意していただいた方は、端末設置官署の窓口に用意された「窓口電子申告端末利用申込書」に必要事項を記入し、窓口の職員に提出してください。

利用申込書の提出時に、身分証明書等(個人の場合は運転免許証やパスポート等、法人の場合は登記事項証明書や社員証等)を提示していただく必要がありますので、予め身分証明書等をご用意ください。

(問4) 端末は誰でも利用することができるのでしょうか。

(答)

税関の窓口において自ら書面による輸出入申告を行っている方であれば、原則として、どなたでも利用することができます。

端末を利用された方に電子申告の利便性をご理解いただき、将来的にはNACC Sに参加していただくことを目的の1つとしていることから、他人の依頼に基づき、業として輸出入申告を行っている通関業者の方につきましては、ご利用をご遠慮いただいております。

(問5) 端末を利用するためにはどのような準備が必要でしょうか。

(答)

電子申告を行う際には、船荷証券(B/L)番号又は航空貨物運送状(AWB)番号などの貨物を特定することができる情報が必要です。

NACC Sに登録されている貨物情報をを利用して輸出入申告を行うことができるから、予め船会社又は航空会社から送付された「貨物到着通知書(Arrival Notice)」に記載されている貨物保管場所へ連絡のうえ、NACC Sへの貨物情報の登録の有無を確認しておくことをお勧めします。

なお、繰り返し輸出入申告を予定されている方は、輸出入申告の際に登録した内容をUSBメモリー等の記録媒体に保存することもできますので、必要に応じご用意下さい。

(問6) 電子申告した場合の輸出入申告手続の流れは、どのようになるのでしょうか。

(答)

端末を利用して輸出入申告を行った方は、申告後、仕入書などの関係書類(注)を窓口の職員へ提出することとなります。税関の審査に基づき、「検査指定票」(検査を実施する場合)、納税のための「納付書」(納付すべき税額がある場合)等をお渡しします。検査、納税が終了しましたら、「輸出入許可通知書」をお渡しすることとなります。

なお、輸入許可後の保税地域からの引き取り、輸出許可後の船社等への貨物の引き渡しは書面による申告の場合と同様です。

(注) 輸入関係書類：仕入書、B/L(又はAWB)、保険料明細書、運賃明細書及び他法令の許可・承認証など。

輸出関係書類：仕入書、包装明細書、他法令の許可・承認証など。

(問7) どのような貨物について電子申告を行うことができるのでしょうか。

(答)

電子申告を行うことができる貨物は、端末設置官署の管轄内に所在する貨物であって、NACCSに貨物情報が登録されている貨物です（利用者が端末を利用して貨物情報を登録した場合を含みます。）。

(問8) 端末から他法令関係手続を行うことはできますか。

(答)

この端末は、輸出入申告手続のみを行うためのものであり他法令関係手続を行うことはできません。

(問9) 電子申告はいつでも利用できるのでしょうか。

(答)

電子申告を行うことができる時間は、端末設置官署の執務時間（開庁時間）となっています。端末設置官署の執務時間（開庁時間）については、税関の窓口にお問い合わせください。

なお、端末設置官署に対して、予め書面により「開庁時間外の事務の執行を求める届出書」（税関様式C-8000）を提出した場合は、執務時間（開庁時間）以外の時間であっても申告することができます。

(問10) 輸出入申告の際に登録した内容を保存し、次回の申告時に利用することはできますか。

(答)

輸出入申告の登録内容をUSBメモリー等へ保存し、次回の申告時に保存したデータを輸出入申告の登録画面へ展開することができます。なお、データを保存する際に使用するUSBメモリー等は各自でご用意ください。

なお、セキュリティ対策等の観点から、端末で作成された輸出入申告情報を端末本体に保存することはできません。

(問11) 電子申告を行う際に利用料金がかかるのですか。

(答)

輸出入申告の電子化を推進することを目的の1つとしており、利用料金はいただかないこととしております。

(問12) 端末が設置される税関官署はどこですか。

(答)

端末が設置される税関官署は全国8つの官署であり、詳細は以下のとおりです。

1. 東京税関大井出張所通関第9部門
2. 横浜税關大黒埠頭出張所通關第4部門
3. 名古屋税關西部出張所通關總括第1部門
4. 名古屋税關中部空港税關支署税關相談官
5. 大阪税關南港出張所通關第10部門
6. 神戸税關業務部税關相談官室
7. 神戸税關ポートアイランド出張所通關第5部門
8. 門司税關福岡空港税關支署特別通關部門

(問13) インターネットバンキングを利用して関税等を納付したいのですが、端末からインターネットに接続して納付することはできますか。

(答)

セキュリティ上の観点から、端末からのインターネットバンキングへの接続はご遠慮いただいております。インターネットバンキングへの接続による納税は、ご自身のパソコン等から行っていただくようお願いします。

(問14) 課税価格の計算において、包括保険、包括評価を自動的に算入することはできますか。

(答)

輸入申告を行う前に、包括保険扱い申請書（包括評価申告書）を税關に提出していただき、税關によるNACC Sへの登録が完了した後であれば、端末を利用して輸入申告を行う際に包括保険登録番号（包括評価申告受理番号）を入力することにより、課税価格に自動的に算入されます（申請の内容によってはNACC Sに登録できない場合があります。）。

包括保険等のNACC S登録を行うためには、事前に輸出入者コードを取得しておく必要があります。輸出入者コードは税關が無料で発給していますので、詳細については、税關の窓口にご相談ください。

(問15) 納期限延長は利用可能ですか。

(答)

個々の輸入申告に係る納期限が個別に延長される「個別納期限延長」と同一納税義務者に係る月ごとの輸入（納税）申告等に係る税額の納期限がまとめて延長される「包括納期限延長」の両方について、端末を利用して輸入申告を行う際に利用することができます。

納期限延長の利用にあたっては、予め担保提供手続等が必要となりますので、税関の窓口にご相談ください。

また、担保を提供するためには、事前に輸出入者コードを取得しておく必要があります。輸出入者コードは税関が無料で発給していますので、詳細については、税関の窓口にご相談ください。